

令和 7 年 9 月 22 日

「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」案に関する意見募集について

消費者庁では、「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」案を作成いたしました。つきましては、以下のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」案

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080084&Mode=0>

2 意見募集の趣旨

2015（平成 27）年から容器包装に入れられた一般用加工食品及び一般用添加物には、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示（栄養成分表示）が義務付けられています。食品表示については、食品表示基準において容器包装の見やすい箇所に行うこととされていますが、実際の栄養成分表示の表示箇所は容器包装の裏面とされることが一般的です。

諸外国では、栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組として包装前面栄養表示が導入されており、2021（令和 3）年 11 月のコーデックス委員会において、包装前面栄養表示ガイドラインが採択されました。

他方、2024（令和 6）年度に「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されているところです。これを好機として、栄養成分表示等を通して、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しすべきタイミングを迎えています。

こうした状況を踏まえ、2024（令和 6）年度から消費者庁において「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を設置し、我が国の包装前面栄養表示について検討を行い、「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」の案を作成いたしました。

なお、本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインです。

3 意見募集期間

令和 7 年 9 月 22 日（月）から同年 10 月 21 日（火）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【１】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が 6000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【２】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【３】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【４】 電話番号

【５】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（１）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（２）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 6 階

消費者庁食品表示課 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」案について」と朱書きしてください。

5 注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）、住所（法人その他の団体にあつては所在地）、電話番号及び電子メールアドレス（お持ちの場合）は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

＜問合せ先＞

消費者庁食品表示課

TEL：03-3507-9220

担当：松山、日吉